

物価高対策低所得者世帯応援給付金 (1万円/1世帯)のご案内

DV (ドメスティック・バイオレンス) 等避難中^{※1}でも受給できる場合があります

- DV等で住所地^{※2}以外に避難中のため、基準日^{※3}時点で狛江市に住民登録がない方でも、ご自身が給付金を受給できる可能性があります。
- 一定の要件を満たせば、現在お住まいの狛江市から受給することができます。
- 給付金を受給するには申出書と申請書の提出が必要です (4月30日(木)必着)。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※3 「基準日」は令和7年12月22日です。

支給対象となる方

★**避難中の方**の令和7年度**住民税が非課税または均等割のみ課税**である

★**DV等避難中であることを明らかにできる書類があること**

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例 (児童手当準拠)

- 配偶者等に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置 (閲覧制限等) の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

手続き・必要書類等

コールセンターにご連絡の上、「**配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書**」と「**物価高対策低所得者世帯応援給付金申請書 (請求書)**」をご提出ください。

添付書類として、本人確認書類の写し、振込口座の確認書類の写し、課税証明書等が必要です。

Q 狛江市で受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

- A まずはコールセンターにご相談ください。
「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「物価高対策低所得者世帯応援給付金申請書（請求書）」をお渡ししますので、必要書類を添付して、ご提出ください。
添付書類として、本人確認書類の写し、振込口座の確認書類の写し、DV等避難中であることを明らかにできる書類が必要です。
また、市が課税状況を確認できない方については、課税証明書等が必要になります。

Q 前住所地に通帳とキャッシュカードを置いて避難してきたので、振込口座を確認できる書類がありません。 どうすればよいですか？

- A 現金による給付が認められる場合があります。申請の際に、コールセンターにご相談ください。



給付金に関する

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

狛江市給付金コールセンター

☎ 0570-03-1116 FAX 03-3480-1133 (狛江市役所 5階)

受付時間 平日 8:30~17:00 (土日祝日を除く)

狛江市福祉相談課